

2023（令和 5）年 9 月 4 日

室内濃度指針値の設定・見直しのスキームについて（案）

令和 5 年 9 月 4 日

第 24 回シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会

室内濃度指針値の設定・見直しに当たっては、以下のとおり進めることとする。

(1) モニタリング対象物質の選定

室内空気中の化学物質に関する情報を収集し、モニタリング対象物質を選定する。具体的には、諸外国や国際機関等の動向、学術論文等の文献情報及び国内居住環境の実態調査から情報を収集し、①又は②のいずれかに該当する物質をモニタリング対象物質とする。

① 諸外国や国際機関等において指針値が設定されている物質

※ ここで参照する指針値は、室内空気質に関するガイドラインにより指針値を示している WHO 欧州、ドイツ、フランス、カナダとする。

② 学術論文等の科学的知見がある物質

※ 学術論文等で健康被害の報告がある物質や、国内の室内空気に関する調査の結果高濃度・高頻度で検出された物質とする。

(2) 室内空気中の濃度に関する調査

(1) でモニタリング対象物質とされた物質について、国内の室内空気中の濃度に関する調査が未実施である場合、これを実施する。

(3) 初期リスク評価

(1) でモニタリング対象物質とされた物質について、初期リスク評価として

①～③を実施する。詳細は「初期リスク評価の考え方」を参照のこと。

① 室内濃度と室外濃度の比較

② 諸外国や国際機関等での指針値等作成状況の調査

③ 既存の NOAEL 等の毒性情報の確認し、実態調査結果との MOE 等を導出

※ NOAEL (No Observed Adverse Effect Level) : 最大無毒性量

MOE (Margin of Exposure) : 暴露マージン

(4-1) 詳細リスク評価等の実施

初期リスク評価の結果、詳細リスク評価を実施する物質については、以下の①

及び②を実施する。

- ① 詳細リスク評価として、主要な研究の詳細を精査するとともに、最新の知見がないか確認する。また、短期影響（刺激性等）で特に注意すべき毒性情報があれば追加する。
- ② 新築住宅での測定が必要と考えられる場合等、必要に応じて、室内空気中の濃度に関する調査を追加で実施する。

（４－２）使用実態に関する調査

（４－１）の詳細リスク評価と並行して、当該物質の使用実態に関する調査として①及び②を実施する。また、必要に応じて業界団体へのヒアリング等を実施する。

- ① 使用実態の調査
- ② 国内外の低減策や代替物質の有無等の現場への影響の確認

（５）指針値の設定・見直しの必要性について検討

これまでの検討や調査の内容を総合的に検討し、①及び②のいずれにも該当すると判断される場合には、指針値の設定・見直しを実施する。

- ① 詳細リスク評価により、リスクが高いと判断される。
- ② 技術的に指針値が妥当であると判断される。

（６）その他の留意事項

原則として、吸入暴露による毒性について評価し、指針値を検討する。ただし、初期リスク評価の時点で吸入曝露のデータが得られない場合は、適切な補正を行ったうえで、経口曝露又は経皮曝露のデータを吸入曝露に換算して評価する。

室内濃度指針値の設定・見直しのスキーム

